

こどもの人権

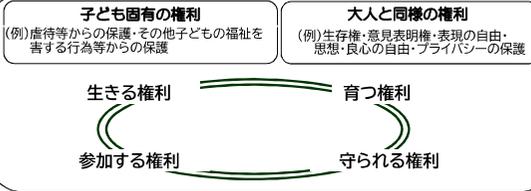


子どもの人権とは

生まれたときから、すべての子どもが持っている権利のことをいいます。

性別や国のちがいが、障害があるかないかなどで差別されないこと	教育が受けられること
あらゆる虐待、暴力などから守られること	心やからだを休ませることや、年齢にふさわしい遊びができること
病気や、けがをしたときに、治療が受けられること	文化・芸術活動などに参加できること
心やからだの健やかな成長に必要な生活を送ることができること	自分にかかわることについて自由に意見が言えること
障害のある子どもは、特に守られること	意見は年齢や成長に応じて考慮されること
プライバシーが守られること、他人から誇りが傷つけられないこと	いろいろな情報や考えを自由に伝えたり得たりできること
考えることや信じることに自由があること	他の人たちとグループを自由につくったり、参加したりできること

子どもの権利



自分に権利があるのと同じように、他の人にも権利があります。

自分がされて嫌なことは、他の人も嫌なことではないでしょうか？

みんなが幸せになるために、お互いの権利を大切に、社会のルールを守ることが必要です。

☆ 2021年7月より、子どもの権利を守るための「子どものための権利擁護委員会」の受付を開始しました。☆



自分の権利が傷つけられている気がする... → 子どものための権利擁護委員会にご連絡ください。

子どものための権利擁護委員会では、弁護士や心理士、子どもの専門家が子どもの話をしっかり聞き、子どもにとって一番いい解決策を一緒に考えます。あなたの秘密は絶対守ります！何かあれば遠慮なく相談してください。（本人の同意なく、学校や保護者などには連絡しません！）

【電話相談窓口】心配なこと、困っていることがあれば、一緒に考えてくれる人がいます。相談してみましょう。

体罰・虐待・いじめ・差別など子どもの人権に関して 子どものための権利擁護委員会 子どもの人権110番（法務省）	0120-968-622 0120-007-110	月～土曜日（祝日除く） 10時～18時 月～金曜日（祝日除く） 8時30分～17時15分
家族との関係・家庭の問題などに関して 尼崎市こどもの育ち支援センター-いくしあ 尼崎子ども家庭センター（兵庫県）	06-6430-9989 06-4950-5001	月～金曜日（祝日除く） 9時～17時30分 月～金曜日（祝日除く） 9時～17時
不登校など学校に関して 教育相談（いくしあ）	06-6430-9989	月～金曜日（祝日除く） 9時～17時30分
虐待に関して 児童虐待防止24時間ホットライン（兵庫県） 児童相談所虐待対応ダイヤル（国）	06-6494-0505 189	いつでも（24時間受付） いつでも（24時間受付）
非行・交友などに関して 尼崎少年サポートセンター（兵庫県）	06-6493-2780	月～金曜日（祝日除く） 9時～17時30分
いじめ・学校生活・友だちとの関係などに関して 少年相談室（ヤングトーク）（兵庫県） ひょうごっ子悩み相談センター（兵庫県）① ひょうごっ子悩み相談センター（兵庫県）②	0120-786-109 0795-42-6004 0795-42-6559	月～金曜日（祝日除く） 9時～17時 (12月28日～1月3日除く) 9時～21時 (12月28日～1月3日除く) 21時～翌9時
性の被害に関して 性暴力被害者支援センター・ひょうご	06-6480-1155	月～金曜日 (祝日・年末年始除く) 9時30分～16時30分

尼崎市

平成21年12月18日公布・施行

子どもの育ち支援条例



条例の前文

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切に、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

「子どもが健やかに育つ状態」を示しています

「社会の中での自分と他者の権利関係のあるべき姿」を示しています。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならず、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

「大人が子どもに関わる時に大切なこと」を示しています。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

「社会全体で育ちを支える方向のための2つの方向性」を示しています。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

「条例の決意」を示しています。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

尼崎市子どもの育ち支援条例

～目的：すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す～

この条例の対象となる子どもとは、18歳になった最初の3月31日までの人で、市内に住んでいるか、子ども施設に在籍しているか市内で働いている人をいいます。

基本理念

子どもの人権を尊重することを基本に、子どもの育ちを社会全体で支えます。

子どもにとって最もよいことを判断する必要があります。

子どもにとっての
最善の利益を
考える

子どもの主体性を
はぐくむ

子どもが健やかに育つ
環境をつくる

福祉、保健、教育分野
などが連携する

大人の役割

基本理念を実現するために、大人の役割を定めています。

保護者

子どもがほっとするような家庭をつくり、子どもとしっかり向き合います
※保護者に「子どもの育ちを支える」第一義的な責任があります

地域住民

・子どもが安心して暮らせるまちをつくります
・保護者の子育てを応援します

みんなで子どもの育ちを支えます



子ども施設

(保育所・幼稚園・学校など)
・子どもの成長に合わせて、考える力を育てます
・虐待やいじめなどで悩んでいる子どもを支えます

事業者

地域で子どもを育てる活動や、子どもが参加するまちの行事に協力します

尼崎市
福祉分野 青少年育成分野
保健分野 教育分野 その他

できることから
やってみよう！

子どもの主体性のはぐくみ

基本理念を実現するためには、子どもの主体性を育むことが大切です。

条例では大人だけでなく「子どもが努力すること」を定めています。

●子どもが努力すること●

- ・他の人を大切にして、思いやりの心を持ちましょう。
- ・社会のルールを守りましょう。
- ・さまざまな人とのかわりを大切にして、自分で考え行動する力を高めましょう。

●大人の責務●

子どもの人格を尊重して
子どもの声を聴いて
社会的な自立に向けた
学びや行動を支えます。

基本理念を実現していくための具体的な取組が定められているのが、この条例の特徴です。

尼崎市の具体的な取組

子どもに関する施策の策定・推進

推進計画をつくり、子どもが健やかに育つための取組を総合的に進めます。

子どもの育ちを支える仕組み

地域の子育て力の向上



地域で子どもを育てる活動などが活発になり、こどもコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が地域の人がつながっていきけるように支援します。

要支援の子どもの支援



虐待やいじめ、不登校、非行などの支援が必要な子どもをスクールソーシャルワーカー（SSW）が専門機関と連携して支援します。

今の子どもの育ちは、10年後、20年後の尼崎市のまちづくりにつながっています。子どもたちの未来を見据えた第一歩を踏み出しましょう。

Q なんで条例をつくったの？

A 子育ての不安や悩みを抱えている子育て家庭や児童虐待、不登校、非行など子どもが抱える課題といった「子どもの育ち」に関する課題について、尼崎市全体で取り組んでいくため、取り組んでいくためにつくりました。

☆詳しくは「尼崎市子どもの育ち支援条例」をチェック！横のQRコードを読み取ってね → https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/kodomo_sesaku/046kodomojourei/046joureigaigyuu.html

